

平成23年度第1回山梨県食品安全会議議事録

平成23年9月12日掲載

3 議事 (進行：議長(会長))

(2) 食の安全・安心に関する条例(仮称)の制定について

・事務局から、食の安全・安心に関する条例(仮称)の制定について、資料2-1~2-3により3回にわけて説明。

・意見、質疑等は以下のとおり。

(1. 資料2-1, 2-1, 2-3 1 ページまで)

(B委員) まず、基本的な確認をお願いしたいと思います。資料2-2の一番右上に調査審議機関の設置というのがございますよね。この調査審議機関というのは、先ほども、どういう権限を持たせるかというお話があったと思いますが、山梨ではすでに安全会議があるから、この場を活用していると思いますが、一般的には、条例を定めるにあたって検討組織があつて、条例が出来てから、条例で定める会議が設定されるということだと思います。それが、調査審議機関ということになるかと思いますが、そういう意味では、この食品安全会議が条例を検討するにあたってどういう位置づけなのか、つまり、検討する機関・組織なのか、あるいは協議するだけの機関なのか、というような、基本的な会議の位置づけを、まず、説明していただいた方が、協議を行うにあたって分かりやすいのではないかと思います。

(事務局) 今回、機関については条例で明確に設置を位置づける、権限についてはこの場でご意見をいただく中で、どこまでの権限を持たせるかというところだと考えております。今回、条例の制定にあたっては、この食品安全会議がございますので、当然、この場でご検討、ご意見をいただくということで考えております。原案については、最終的には私どもの方で作り、議会へ出すということで、このような資料でお話を申し上げて、ご意見をいただいた上で、作っていくということで考えております。

(C委員) 資料2-3の背景及び趣旨のところの文章ですが、これはまだ(案)であつて、これから推敲するというのでしょうか。(16行目の)「こうした状況を踏まえ」からの文章については、資料2-1の方では、(制定の目的)「生産者・事業者、消費者、行政等関係者の責務を明確にし、それぞれが役割を果たしつつ相互に連携協力する」という文章なのですが、私は、これを(事前に)読んできたときに結構良いと思ったのですが、資料2-3を読んだときに、今度は「行政」ではなく「県」になっていまして、生産者、事業者と、「消費者」というのは「県民の役割を明確」という方に含まれるのかもしれないけれど、消費者というのがなくなってこのよ

うな形になっているのですが。また、「共通認識の下に一体となって」というところも、「それぞれが役割を果たしつつ相互に連携協力することにより」から微妙に変わっているんですけども、どちらの方がいいのか、わかりやすいのか、「県」よりは「行政」の方が、県だけではなくて関係行政もありますし、生産者、事業者、消費者、その辺りの対象が明確になっていて、それぞれがそれぞれの役割を果たすという文章の方がわかりやすいかなと思ったのですが。これは趣旨だから、前文には残らないのですか。

(事務局) この資料は、基本的な考え方ということで整理をさせていただいております。次のステップとすれば、パブリックコメントを意識しまして、さらに詳しい条文的なものを下に付けていくということになります。この制定の趣旨を前文としておくかどうかということは、一つの考え方になろうかと思えます。文言の微妙な違いについて、若干説明をさせていただきますと、行政といいますと、市町村も入りますし、国も入るという中で、県の条例でございますので、ここは「県」という形で整理させていただきました。消費者というところは、消費者一般というよりも県民の役割という言い方で置いた方が一般的というか、なんといいましょうか、最初は幅広に書いておりますので、このような書き方をさせていただきます。前文として残すべきかどうかについても、意見をいただければと思えます。

(議長) たいへんわかりやすいご説明をありがとうございました。前文として残すか残さないかということについて、また、というわけにもいきませんでしょうから、ご意見を頂戴いたしたいと思えます。いかがでございましょうか。これを前文として残すか残さないかということについてでございます。何かご意見ございましたら、お願いいたします。

(C委員) 私は残した方がいいと思えます。

(事務局) 補足的に説明させていただきますけれども、ここの四角の枠の中の文章は、事務局としましては、前文の原案として想定して書いたものではございません。あくまで、この条例を作る背景は何か、趣旨は何か、ということの説明としてお示したものでございます。前文につきましては、先行する28都道府県の傾向からしますと、平成16年度、条例が作り始められたのはその頃ですけれども、その当時は理念条例といいまして、あまり実効性を伴う規定のない条例の時代が先行しました。その時代には、理念条例の中身にふさわしい、格調高い前文を載せることが比較的多かったわけですけれども、最近は実効性のある規定を盛り込むことが多くなりましたので、敢えて前文をつける傾向は見受けられなくなっております。

今日、委員の皆様には28都道府県の全部の条例を冊子としてお配りしておりますので、持ち帰りいただいております。それぞれ特徴がありまして、前文を載せて、理念的であるもの、実効性のあるものもございまして、前文を載せるか載せないかということについては、

今回、皆様方に検討していただく主要な論点ではありますので、ぜひ、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。D委員、いかがでしょうか。前文を載せるか載せないかというのを私どもが判断するにいたしましても、何か参考になるご発言をいただければと思います。

(D委員) 今のお話で、当初は理念的なものだというお話をいただいたのですが、今は、実効性のあるものだということでも、前文は置かれた方がいいかなという気がします。この条例自体が、関係の諸機関、県民の方、全てに対して適用されるものであるという以上は、やはりわかりやすいものは置いてもいいのではないかと思います。それと、(前文を置くことと) 実効性のあるものというのは、別に両立しないわけではないでしょうから。それは構わないと私は思います。

(議長) ありがとうございます。ご専門のお立場からご発言をいただいたわけですが、他に何か、ご意見がございましたらお願いいたします。ここで決を採るという性質のことではございませんので、今のご意見もご参考になさっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、先に進ませていただきます。

名称の問題でございませけれども、「食」とするか、あるいは「食品」とするかによって、全体なのか、もう少し具体的なのか、県によって違いがあるということでございました。この辺についていかがでございましょうか。いろいろなお立場の委員の皆様がおいででいらっしゃいますが、全体のところで、私ども全員が対象になるわけです。「食の」とするか、「食品の」とするかですけれども、ずいぶん印象が違うと思います。

(E委員) 個人的には「食品」とすると、一定のものという観念が出てしまうので、「食」とした方がもっと広がって皆さんに興味を持ってもらえるのではないかなという気がします。

(議長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。F委員、いかがですか。

(F委員) 幅広くということからいうと、「食」とした方が幅広くなるのかなという感じがしますので、「食」でもいいんじゃないかなと思います。

(議長) ありがとうございます。では、もうひとかた、お聞かせいただきませんでしょうか。G委員、いかがでございましょうか。

(G委員) 私も個人的な意見なのですが、「食」とした方が、「命にかかわる食」ということで、

全般的なとらえ方となり、その方が望ましいと考えます。

(議長) ありがとうございます。これもここで決定ということではありませんので、ご参考になさっていただきながら、ご検討いただけたらと思います。

その次にご提案いただきました、条例の施行までの時期のことですけれども、所要の周知期間を設けるということについて、どのくらいが適切かというようなことについてもご提案いただいたわけですが、もちろん個人的なご意見で構いませんので、参考までにとということで、H委員、いかがでございましょうか。

(H委員) できるだけ4月までの期間でお決めになった方がいいんじゃないかと思います。

(事務局) 施行自体はここに書いてございますけれども、24年4月1日ということで考えております。規制をする場合でございますが、規制的な条文を置く場合、あるいは、何らかの義務を置く場合について、それなりの周知期間をとってと考えております。条例の内容とも関わって参ります。(資料2-3の5ページ 9「食品による健康への悪影響の未然防止」について説明。一部省略) 具体的な規制内容については、あくまでも例でございますので、もっと他にもあるかと思いますが、その点についてのご意見もいただきたいところでございますけれども、先行事例をみますと、例えば、出荷の制限でありますとか、自主回収の報告、危害情報の申出、それを担保するための立入検査というような規定が具体的には考えられるということでございます。制限ですとか、自主回収の報告を義務付けるわけでございますので、そういった制度につきまして、関係業界でございますとか、そういったところへの周知期間、当然、義務規定を置くような場合については、周知期間を設けるのが一般的であります。規制内容とその部分(周知期間)についてはリンクするわけございまして、義務規定を設けた際、どのくらい(期間を)置くかということで、業界の皆様方もいらっしゃると思いますので、ご意見をということでお願いしたいと思います。

(議長) そうすると、施行は平成24年4月というと、来年の4月ですね。

(事務局) 規制的な内容を含む部分以外については、4月施行となります。それ以外の規制的な部分については、周知期間を置かなければならないと考えております。

(議長) はい、わかりました。そういうことでございますので、4月1日は変えないで、規制的な内容を含む部分についての周知期間は、また別に考えるということで、その場合、どのくらいであるかということですよ。

(I委員) この出荷の制限についてですけれども、私ども、農業者、農作物の生産者という立場

で、今は農薬の規制だとか、いろんな法律がありまして、組合員も非常に神経を使って農薬の使用にはあたっています。この出荷の制限ということになりますと、たいへん大きな影響が出てくるわけですが、この点について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(事務局) 出荷の制限でございますけれども、現行法上、出荷の制限をする規制はございません。食品衛生法の規定の中にはそういったものはありませんで、あくまでも販売の段階での制限という形になっておりますので、それを元のところで止めるという観点の中で、先行県でも10県ほど設けておりますので、そういった規制も考えられるのではないかとということで、ここに記載をしているところでございます。出荷といいましても、委託販売ですとか、概念的にはなかなか難しい部分もありますけれども、実際に生産者のところから出すところで止めようという考え方でございます。

(I委員) 影響が大きいので、きちんと検討をお願いいたします。

(議長) はい、よろしくをお願いいたします。それでは、次に条例の主要項目について、この10項目についての順序と内容についてのご説明を事務局からいただきましたが、このままで良いか、それとも何か特別なご意見があるかというようなことでございますが、その辺いかがでございましょうか。

(C委員) 戻って恐縮ですが、先ほどの名称に関する件ですけれども、「食の安全・安心に関する条例」が今、仮称としてありますが、他県の状況を見ましたら、「関する」も無く「安心安全条例」というのもありますが、「推進」が一番多くて、あと「確保」が結構ありますね。「安全安心推進」が他県の状況も多いし、一番自然かなあと思いまして、一つの意見として参考にしていただければと思います。

それから、この主要項目に関しては、特に問題ない、6番が一番内容として大変だと思いますが、順番としてはこのようになっていくのかなと理解しております。

(議長) はい、ありがとうございます。それでは、他に、ございますでしょうか。では、条例は来年4月施行ということですので、改めて詳細な内容をお示しいただけるとと思います。私どもも、委員のそれぞれの立場で良いものができるようご協力申し上げたいと思っております。今のC委員のように丁寧に時間をかけてご覧になりながら、何かお気づきになりましたら、どうぞ事務局の方にご連絡いただきたいと思っております。事務局におかれましては皆様のご意見を反映して、よろしくをお願いいたします。

(2. 資料2-3 2,3ページ)

(B委員) 私は、この条例を制定するにあたって、そもそも、あるいは一次案みたいなどころからでもよいのですが、どれだけ県民の声が反映するのか、いろんな関係者の十分な検討時間が確保されるのかというのが大変大きなことだと思っております。それは、行政だけでできるものはないとか、様々なところと協働していくことだとか、周知徹底を図るだとか、そういうことがもちろん必要だと思いますが、それを一番円滑にするのは、できてからの周知ではないと思います。できるまでにどれだけ県民の声が反映するかという進め方をしないと、周知の徹底度合いも私は変わってくるというふうに思いますので、そこについて、一言申し上げたいと思います。私は生協連から出ておりますけれども、生協連を含む8団体が請願を出しまして、7月11日に全会派一致で採択をされました。最終的には、県内164団体の団体署名と約3万7千通の個人署名が集まって、食の安全・安心に関する期待と申しますか、関心は非常に高いと思います。それは全部、県議会議長あてに、積み上げてお渡しをいたしました。署名に込められた期待と申しますか、皆さんの声を受けて、私どもも署名活動を進めて、請願が採択されたということを受けて、責任と申しますか、果たしていく役割をひしひしと感じているところです。請願採択の項目は2つありまして、食の事故や危険の未然防止とか県民の意見反映、そういった仕組みを条例にぜひ盛り込んでいただきたいというのが、1項目目です。もう一つは、生産者とか食品事業者だとか、学識経験者だとか、幅広く集まっていただいて意見を聞くとか、検討する場を設けていただきたいという、この2点が県議会の請願として採択をされております。県行政が案文を作っていくということだったと思っておりますけれども、やはり、条例は皆さん御承知のとおり、県議会が制定するものです。従いまして、県議会の請願の採択の重みというのを、十分反映していただいて、請願された2つの項目について、納得できるようにお願いしたいと思っております。この提案については、大変短期間によく提案していただいたなと個人的には思っておりますけれども、そういうところを踏まえた上で、例えば2ページの一番上に書いてありますが、県民に信頼される安全な食品の生産及び供給を確保する、県民が健康で安心して暮らすことができるような、いってみれば、権利でもあると思いますので、自分たちの生きていくこと、健康に関することについて、それが県の条例として定められようとしているわけですから、制定時期が決まっており、時間的にいえば大変忙しいと思いますが、であればこそ、そういう場をより多く、より拡がりをもってやっていただく必要があると思います。

それで、そういう点で一つ提案をしたいのですが、この中には県民の役割とあるのですが、私は県民一人ひとりが役割を突きつけられたら大変困ってしまうんじゃないかと思うんですね。ですから、先ほど言ったように私も生協連から出ているのですが、消費者団体だとか、そういったところをちゃんとこの中にも入れて、食品安全には消費者団体の育成というところも入りますから。この中には基本的に全然そういうのがありません。例えば、JA山梨中央会の全組織からも今回、団体署名をいただいておりますけれども、そういった皆さんと私どもも検討を積み重ねていきたいと思っております。そういうことをちゃんと組織的に対応していくという内

容にさせていただきたいと思ひますし、団体がそういう役割を持って請願も出したということもあるわけですから、その辺りをもうちょっと書き込んでいただきたいと思います。3ページの一歩下にありますNPOや食育ボランティア、自主的な活動組織との協働を図っていくというところに多少含まれているかなとも思ひますが、少しあいまいだと思います。これまで、出張トークや食の安全・安心を語る会というのは、消費者団体に全部案内が来ていますよね。消費者団体が多いの会員など呼びかけを行って、参加して作ってきた実績だと思うんです。ですから、そういうことをうまく活用していかないと、周知徹底も含めた県民の多くの声を反映させるという趣旨との関係で、不十分になってしまうのではないかと思いますので、ぜひその辺のところもご検討をお願いしたいと思います。

(議長) ありがとうございます。条例を作るにあたりまして、周知徹底のためにも意見の反映のできるように条例のできる前にどういう形で県民の皆様に働きかけるかという点が一点、それから、もう一点につきましては、県民という表現について、もちろん山梨県の条例ですから県民ですけれども、もう少し具体的に団体名のようなものが書き込まれるとよろしいのではないかとご意見であったかと思ひます。その2点にお答えいただけますでしょうか。

(事務局) 周知も含めた検討であると考えております。先ほど申し上げましたけれども、この会議でご意見をいただく、それから食の安全・安心を語る会でもお話を申し上げる、パブリックコメントを実施する。当然、食品業界でありますとか、消費者団体でありますとか、請願もいただいておりますので、機会をとらえてそういうところへ行って、お話をさせていただいて、ご意見を頂戴していく中で、周知も含めて進めていくという考え方であります。

それから、2点目の県民の役割についてですが、消費者団体はご指摘いただいたとおり、5の体制整備の中に考え方でそういった組織との連携、協働を図っていくということで書いてあります。消費者団体の規定については消費生活条例の中には書いてあったかと思ひます。ただ、県民ということで、義務規定というわけではなく努力義務ということで、県民一般で良いのではないかとご意見がございましたので、整理をしてございますけれども、ご意見がございましたので、検討させていただきたいと存じます。

(3. 資料2-3 4,5ページ)

(I委員) 先ほども話したのですが、この出荷の制限でございますけれども、例えば、県内の量販店で県内産の桃に残留農薬が発見されたというときに、具体的にどのような制限をされるのか、ということについて教えていただきたいと思います。

(事務局) 具体的な措置については、私どもの農政部や関係団体と詰めていかなければならない

と考えています。当然、残留農薬が出れば、販売はできないわけですので、そこからは食品衛生法上でも止められるということになります。先行県をみますと、検出されたものを農協の段階で、同一ロットで知事が止めているというような出荷の制限をしている県もごございます。現実の状況も考慮しつつ、関係部署の意見や生産者団体とも調整しながら作っていくと、今の段階では考えています。

(議長) はい、よろしゅうございますか。他に、ございますでしょうか。先ほど、事務局の方から8番(消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立)のことについては、この5つ全部入れるのか、もっとあるのかというところですけれども。

(C委員) 8番の相互理解・信頼関係の確立ということですが、食育というのは結構厄介で、幅広いし、なかなか浸透していくのが難しいと思いますけれども、そのような中で、ぜひ、2番の食の安全・安心推進月間というのを設けて、この中で、しっかり具体的な項目を決めてチェックすると同時に検証するという形にしたなら、消費者、生産者、事業者間の理解が進むのではないかと思います。具体的な内容には、当然、食育の推進も絡むでしょうし、地産地消の問題もあるかもしれません。色んな形でアクセントを付けていただいて、良いタイミングでやることは、本来の条例制定の目的に結構役立つのではなかろうかと思ひまして、提案させていただきます。

(B委員) 私も4番と5番の食育と地産地消、これ自体は大変良いことだと思いますし、何の問題もないと思いますけれども、今日の後の資料にもありますように、食育については、基本計画を含めて法体系に沿ってしっかりできていると思います。ですから、やることは両方で一緒でも良いと思いますが、それぞれの検討部署がありますし、計画があると思いますので、一緒にやるのはほんと大変だなという気がしていますが、先ほどC委員がおっしゃったように一筋縄ではいかない、大変だなという気はしていますので、私も2番をしっかりやっていって、新たな条例に基づいた食の安全・安心推進月間で、いろんな効果的な活動ができるように努めていくのが一番良いのではないかと思います。

(A委員) 国の食育基本法もありますし、双方で連携を取る意味でも、食の安全の問題も含めて、食育の推進に取り組んでいますので、地産地消も含めて、推進月間の中のメインテーマになるくらいの食育だと思いますので、ぜひ、同じボリュームで取り上げていただきたいと思います。

(議長) というご意見でございますので、ご検討をいただきたいと思ひます。

では、次に9番(食品による健康への悪影響の未然防止)でございます。これは先ほどから重要な問題になっているようでございますが、この4つの○の他にもっとあるのかというようなことではございました。他にいかがでございますでしょうか。これは、悪影響の未然防止というよ

うな意味で、先ほどの出荷停止というようなことが死活問題になるような場合もあるようでございますので、どうか、この辺はまたご意見がございましたら県の方にお寄せいただきますようお願いいたします。

(事務局) もう一点、ご意見をいただかなければならないことがあります。罰則の関係について、9番で未然防止といった措置をとりますと、罰則をどうするかということも考えなくてはならないわけですが、資料に載せていないのは、私どもとすれば、罰則は(なくて)良いと考えているからでございます。立入検査等については、罰則を設けてある県が28県中7県ございます。ただ、私どもは、相互信頼関係の確立をテーマとする中で、罰則を設けて担保するというまでは考えておりませんので、その辺についてもご意見をいただければと思います。

(議長) はい、ありがとうございます。罰則をどうするかということは非常に重要な問題です。また、D委員、いかがでございましょうか。

(D委員) 私もそこは気になっていました。他の県の条例の罰則規定を粗々見せていただいたのですが、実際のところ、罰則規定が適用になる例は、勧告をして、措置命令をして、それでも従わないような場合に罰則が適用されるというところがほとんどだと思います。そうであるとするならば、そもそもこの条例の位置付けとして理念的なものにされるのか、それとも罰則まで設けて、いざとなったら罰則の発動があるよというところまでを考えられてやるのかという根本的な問題だと私は思います。ですから、相互の協力関係を理念的に規定するものとおっしゃるのであれば、罰則まではいらないと思いますけれども、もしそうでない、理念的なものをつくったから実効的なものではないというわけではもちろん無いのですが、そもそも目的に立ち帰って考えなければいけない問題だと思っています。実際のところ、罰則が適用される例というのはほとんどないと思いますので、この条例に対する考え方次第でどちらでもよろしいのではないかと考えます。

(議長) 十分参考になったと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。それから、10番のところですが、この食品安全会議が条例の中に位置付けられるということでございますから、そこは確認をいただくという程度でお願いいたします。大体このくらいのところで、皆様からたいへん適切なご意見を頂戴しました。来年の4月ということでございますので、詳細にご検討いただきまして、また県民の意見を反映していくようなものにおまとめいただきますようによろしくお願いいたします。